

不適切な点が認められたもの(16件)

発電所	号機	機器	案件の概略	主な不適切事項
福島第一	1号機	シュラウド	<ul style="list-style-type: none"> 平成5年、7年、8年にそれぞれ自主点検を行い、ひび等を発見。いずれの年もひび等について日本語版報告書には記載がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ひび等の存在について行政当局に対し情報提供しなかったこと。 ひびの徴候について英語版報告書には記載があるが、日本語版報告書には記載がないこと。 取り替えた旧シュラウドのひびについて詳細分析を行わなかったこと。
		ドライヤ <申告案件>	<ul style="list-style-type: none"> 平成元年に自主点検を行い、ひび等を発見。程度の重いひび等を発見の翌月に行政当局へ報告。 行政当局へ報告されなかったひび等については日本語版報告書及びその中のデータシートから削除。 	<ul style="list-style-type: none"> ひび等の発見日を正確に報告せず、報告日に合わせて発見日をずらしたこと。 センターリング部分の3か所のひび等を水中溶接により修理したが、その際の工事記録が当社内に残されていないこと。 検査報告書の書き換えを当社が指示したこと。
		炉心スプレー スパーチャ	<ul style="list-style-type: none"> 平成5年に自主点検を行い、ひびを発見し、クランプ取付を実施。クランプは目立たなくするため黒く着色。 平成8年～9年にかけて、定期検査等に際し、クランプの取り外し・取り付けを実施。 平成11年、ひびの発見を行政当局へ報告、工事計画認可を取得し、あらためてクランプ取付を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 取り付けたクランプが発見されないよう作為をしたこと。 平成9年に同種の工事について工事計画認可を取得することになったが、その時点で本案にかかる工事計画認可の要否について行政当局と相談せず、平成11年に工事計画認可を取得した。 平成11年に行政当局に報告した際、発見時点について事実と異なる報告をしたこと。
		ジェットポンプ (ライザー管)	<ul style="list-style-type: none"> 平成8年にひびを発見。行政当局へ報告し、クランプで修理を実施。行政当局への報告は発見の2か月後に実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成8年9月に発見されたひびを、同年11月に発見されたとして報告したこと。
	2号機	シュラウド	<ul style="list-style-type: none"> 平成6年に自主点検を行い、ほぼ全周にわたるものを含むいくつかのひび等を発見。ほぼ全周にわたるひびについてのみ行政当局に報告のうえ、修理。日本語版報告書には、ほぼ全周にわたるひびについてのみ記載。 平成7年～8年にかけて自主点検を行い、前回修理済みのもとは別の、ほぼ全周にわたるひびを確認。日本語版報告書にはひび等についての記載なし。 平成10年、シュラウドにひびがあるという匿名の情報が国に通知されたため、通産省運転管理専門官が過去の点検結果を確認したが、その確認にあたり、ひび等に関する記載を報告書から削除。さらに、取り替えにより廃棄されるシュラウドを国が確認するにあたり、ひびが見えないよう、シュラウドの仮置架台端部に金属板を立てかけた。 	<ul style="list-style-type: none"> シュラウド下部の全周にわたるひびについて行政当局に対し情報提供しなかったこと。 公表されたひび以外のひび等について、英語版報告書には記載があり、日本語版報告書には記載がないこと。 国による記録確認に当たり、日本語版報告書との整合を図るため、英語版報告書からひび等の記載を削除したこと。 国が実施した旧シュラウドに対する確認に際し、ひび等が発見されないよう作為したこと。 取り替えた旧シュラウドのひびについて詳細分析を行わなかったこと。
	3号機	シュラウド	<ul style="list-style-type: none"> 平成6年に自主点検を行い、ほぼ全周にわたるものを含むひび等を発見。ひび等について日本語版報告書には記載がない。 平成7年から8年にかけて自主点検を行い、ひび等を発見。日本語版報告書にはひび等についての記載なし。 平成9年のシュラウド取替工事時に、シュラウドサポートにひびを発見、修理を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> シュラウド全周にわたるひびについて行政当局に対し情報提供しなかったこと。 ひび等について英語版報告書には記載があり、日本語版報告書には記載がないこと。 取り替えた旧シュラウドのひびについて詳細分析を行わなかったこと。
	4号機	シュラウド	<ul style="list-style-type: none"> 平成5年から6年にかけて自主点検を行い、ひびの徴候を発見。ひびの徴候について日本語版報告書には記載がない。 平成8年、9年に自主点検を行い、ひびの徴候を確認。いずれの年もひびの徴候について日本語版報告書には記載がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ひびの徴候の存在について行政当局に対し情報提供しなかったこと。 ひびの徴候について英語版報告書には記載があり、日本語版報告書には記載がないこと。 平成13年10月、通達に基づく国へのシュラウド自主点検計画の報告において、過去に発見されたひびの徴候について報告しなかったこと。
		ICMハウジング	<ul style="list-style-type: none"> 平成4年に自主点検を行い、ひびを発見。 平成9年にひびの発見を行政当局へ報告、取り替えを実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ひびが発見されていたが、定期検査報告書等、行政当局への報告で点検結果を「異常なし」としたこと。 行政当局への報告内容と整合をとるため、点検を実施したプラントメーカーにデータ修正を要請、後日、当社自身も修正跡が分からないようにした。 平成9年にひびを行政当局に対し報告する際に、発見の時点等について事実と異なる報告をしたこと。

発電所	号機	機 器	案件の概略
福島第一	5号機	シュラウド	・平成6年に自主点検を行い、ひびを発見。ひびについて日本語版報告書には記載がない。
		アクセスホールカバー	・平成4年に実施された取替工事中に、締めきっていないボルトを発見。その他のボルトで十分な締め付けが行われていることを確認。 ・上記ボルトについて検査官に告げずに使用前検査を受検。 ・使用前検査受検後、念のため新たなナットを追加して締め付けを実施。
	6号機	アクセスホールカバー	・平成3年に点検を行い、ひびを発見。補助カバーの取り付けを実施。 ・平成4年に取替工事を実施。
福島第二	1号機	ドライヤ	・平成5年、7年に補修を実施。日本語版報告書に添付された英語版報告書には平成7年に全ての補修が行われたように記載。
	2号機	シュラウド	・平成6年に自主点検を行い、ひびの徴候を発見。ひびの徴候について日本語版報告書には記載がない。 ・平成7年に自主点検を行い、ひびの徴候を発見したが、ブラッシングにより見えなくなったものもあった。日本語版報告書にはひびの徴候についての記載なし。 ・平成9年に自主点検を行い、ひびの徴候を発見。ひびの徴候について日本語版報告書には記載がない。
	3号機	シュラウド	・平成6年に自主点検を行い、ひびの徴候を発見。ひびの徴候について日本語版報告書には記載がない。 ・平成9年に自主点検を行い、ほぼ全周にわたるものを含むいくつかのひびの徴候を発見。ひびの徴候について日本語版報告書には記載がない。 ・ほぼ全周にわたるひびについて深さ測定を実施したうえで、行政当局に対し報告し、修理。
	4号機	シュラウド	・平成7年、平成10年に自主点検を行い、ひびの徴候を発見。ひびの徴候について日本語版報告書には記載がない。
柏崎刈羽	1号機	シュラウド	・平成6年に自主点検を行い、ひびの徴候を発見。ひびの徴候について日本語版報告書には記載がない。 ・平成8年、9年に自主点検を行い、ひびの徴候を確認。いずれの年もひびの徴候について日本語版報告書には記載がない。

主な不適切事項
<ul style="list-style-type: none"> ・ひびの存在について行政当局に対し情報提供しなかったこと。 ・ひびの徴候について英語版報告書には記載があり、日本語版報告書には記載がないこと。 ・取り替えた旧シュラウドのひびについて詳細分析を行わなかったこと。
<ul style="list-style-type: none"> ・締めきっていないボルトの存在を検査官に告げなかったこと。
<ul style="list-style-type: none"> ・ひびの存在を伏せたままで一時補修を実施したこと。
<ul style="list-style-type: none"> ・当社がGE社に要請して、平成7年には溶接が実施されなかった溶接線について、溶接がなされたかのようなデータシートを作成したと考えられること。
<ul style="list-style-type: none"> ・ひびの徴候の存在について行政当局に情報提供しなかったこと。 ・当社が受領した日本語版報告書にはひびの徴候について記載がないこと。 ・平成13年10月、通達に基づく国へのシュラウド自主点検計画の報告において、過去に発見されたひびの徴候について報告しなかったこと。
<ul style="list-style-type: none"> ・シュラウド全周にわたるひびについて行政当局に対し情報提供しなかったこと。 ・平成9年6月、シュラウド自主点検の結果、発見されたひびの徴候について、GE社が点検結果報告書に記載したいと申し出てきたが、これを断ったこと。 ・平成13年7月、ひびを行政当局に対し報告するに当たり、ひびの存在については同年5月下旬から認識していたが、7月6日に発見したものと報告したこと。
<ul style="list-style-type: none"> ・ひびの徴候について行政当局に対し情報提供しなかったこと。 ・当社が受領した日本語版報告書にひびの徴候について記載がないこと。 ・平成13年10月、通達に基づく国へのシュラウド自主点検計画の報告において、過去に発見されたひびの徴候について報告しなかったこと。
<ul style="list-style-type: none"> ・ひびの徴候について英語版報告書には記載があり、日本語版報告書には記載がないこと。

不適切な点が認められなかったもの（13件）

発電所	号機	機器	案件の概略
福島第一	1号機	シュラウドヘッドボルト	・昭和61年、62年に自主点検を行い、いずれの年もひび等を発見。その後、昭和63年（昭和62年と同一定期検）、平成元年に取り替えを実施。
	2号機	シュラウドヘッドボルト	・昭和62年に自主点検を行い、ひび等を発見。昭和62年、63年に取り替えを実施。
		アクセスホールカバー	・平成3年、取替工事の際に、ひびを発見。事前に計画された工程により切除。 ・取り替えたアクセスホールカバーの冶金分析をGE社に委託。
	3号機	その他 < 申告案件 >	・平成6年にGE社員が原子炉内でアレンレンチを紛失、平成9年のシュラウド取り替えにおいて発見したとされているが、当社はこれについて確認できず。
	6号機	シュラウドヘッドボルト	・昭和63年に自主点検を行い、ひび等を発見。昭和63年、平成元年に取り替えを実施。
		ジェットポンプ（ウエッジ等）	・平成12年に自主点検を行い、セットスクリューとインレットミキサの隙間及びウエッジの摩耗を発見。
ジェットポンプ（センシングライン）		・平成8年に自主点検を行い、センシングラインにひびの徴候を発見。	
福島第二	2号機	ジェットポンプ（ウエッジ等）	・平成12年に自主点検を行い、セットスクリューとインレットミキサの隙間及びウエッジの摩耗を発見。
	3号機	ジェットポンプ（ウエッジ等）	・平成13年5月、10月に自主点検を行い、セットスクリューとインレットミキサの隙間及びウエッジの摩耗を発見。
	4号機	ジェットポンプ（ウエッジ等）	・平成7、10年に自主点検を行い、セットスクリューとインレットミキサの隙間を発見。
柏崎刈羽	1号機	ドライヤ	・平成6年にGE社がガイド部を損傷し、修理を実施。
	2号機	ジェットポンプ（ウエッジ等）	・平成13年に自主点検を行い、セットスクリューとインレットミキサの隙間及びウエッジの摩耗を発見。
	5号機	ジェットポンプ（ウエッジ等）	・平成10年に自主点検を行い、セットスクリューとインレットミキサの隙間及びウエッジの摩耗を発見。 ・平成12年に念のため補助ウエッジ取り付けを実施。新たに隙間を発見。

不適切でない理由
・昭和61年発見のひび等は、極めて微小のため安全上の問題はなく運転継続したが、昭和62年のひび等の発見で国へ情報提供をして取り替えており、また全数取り替え済みでもあり、不適切な点は認められなかった。
・ひび等は国へ情報提供をして取り替えており、また全数取り替え済みでもあり、不適切な点は認められなかった。
・本事象は、取替工事中に発見された軽度なもので、事前に計画された工程で対応可能であったため、行政当局への報告は必要ないと判断され、不適切な点は認められなかった。
・本事象について当社が報告を受けたことは確認できなかった。また、アレンレンチの紛失が事実であっても、安全上の問題はなく、不適切な点は認められなかった。
・ひび等は国へ情報提供をして取り替えており、また全数取り替え済みでもあり、不適切な点は認められなかった。
・本事象はジェットポンプの機能、性能に影響を及ぼすものではなく、行政当局への報告は必要ないと判断され、また修理済みでもあり、不適切な点は認められなかった。
・本事象はジェットポンプの機能、性能に影響を及ぼすものではなく、行政当局への報告は必要ないと判断され、不適切な点は認められなかった。
・本事象はジェットポンプの機能、性能に影響を及ぼすものではなく、行政当局への報告は必要ないと判断され、不適切な点は認められなかった。
・本事象はジェットポンプの機能、性能に影響を及ぼすものではなく、行政当局への報告は必要ないと判断され、不適切な点は認められなかった。
・本事象はジェットポンプの機能、性能に影響を及ぼすものではなく、行政当局への報告は必要ないと判断され、また修理済みであり、不適切な点は認められなかった。
・本事象はジェットポンプの機能、性能に影響を及ぼすものではなく、行政当局への報告は必要ないと判断され、不適切な点は認められなかった。
・本事象はジェットポンプの機能、性能に影響を及ぼすものではなく、行政当局への報告は必要ないと判断され、不適切な点は認められなかった。